

最近の地球温暖化対策を巡る 内外情勢と今後の動向

懇談会発表資料

地球環境ユニット 兼
グリーンエネルギー認証センター
工藤拓毅

最近の主たる内外動向

【将来枠組み】

ハイリゲダムサミット
(2007/06/06~)

「温室効果ガス半減目標を検討」

COP13, COP/MOP3
(2007/12/03~)

「先進国・途上国のコミット目指す」
「2009年に何らかの合意」

洞爺湖サミット
(2008/07/07~)

「温室効果ガス半減目標という
ビジョンをシェア」

COP15, COP/MOP5
(2009:コペンハーゲン)

Cool Earth 50
(2007/05/24)

「2050年で温室効果ガス半減を目標に」
京都議定書目標達成を目指す国民運動

クールアース推進構想
(2008/05/24)

福田ビジョン
(2008/06/09)

「中期目標を2009年中に策定」

低炭素社会づくり行動計画
(2008/07/29)

【国内対策】

京都議定書
目標達成計画改定
(2008/03/28)

地球温暖化問題に関する懇
談会提言
(2007/06/16)

長期目標(現状比60~80%削減)
革新技术開発、既存技術普及
ゼロエミッション電源50%(2020)
取引制度の試行、税制のグリーン化
排出量の「見える化」、等

将来枠組みに関連した主たる交渉経緯

◆ ハイリゲダム・サミット

- ◆ 2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討する
- ◆ 国連の場で将来枠組みの合意を2009年までに目指す

◆ バリ行動計画(COP13、COP/MOP3)

- ◆ 先進国・途上国それぞれが、計測・報告・検証可能なコミットメントを検討する
- ◆ 京都議定書の2013年以降の目標設定検討継続
- ◆ 2トラックとも2009年合意を目指す

◆ 洞爺湖サミット

- ◆ 2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する目標というビジョンを各国と共有し、交渉を経て採択することを求める
- ◆ 野心的な中期の国別総量目標を実施する

- 排出量削減の世界全体の長期目標を含む、長期的な協力行動のためのビジョンの共有を支持する(主要経済国会合(MEM)宣言)

日本のサブミッション(2008年9月30日提出)

■ 共有のビジョン

- 2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減するという長期目標を、**ビジョン**としてUNFCCCの下で採択する

■ 緩和

- **【先進国の範囲拡大】**OECD加盟国、経済発展段階等にかんがみそれに比肩しうると考えられる国、自主的に希望する国を附属書 I 国に
- **【基準年排出量の見直し】**国別総量目標は、複数の年からの削減率
- **【衡平な目標設定】**セクターごとのエネルギー原単位や温室効果ガス(GHG)原単位等を活用しながら、限界削減費用、総削減費用の対GDP比等を考慮して確保
- **【差異化による新興国参加】**(i) 経済の発展段階及び対策の能力、世界全体の排出に与える影響等の観点から、一層の緩和のための行動が必要とされる国、(ii) 総排出量が極めて少なく、気候変動による悪影響に脆弱な国(LCC、AOSIS含む)、(iii) その他の途上国の3分類
- **【途上国の実情に合わせた実効性ある約束】**(i) 該当国は、セクターごとの目標設定、国別目標設定、国家行動計画のプレッジ&レビューを検討
- **【卒業】**上位の分類の基準に達した場合は、締約国会議での決定により、当該国は上位の分類に移行

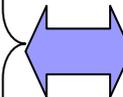
今後の展開とポイント

- 国連における具体的な目標に関する交渉の本格化は2009年前半
- 現在は、本格交渉に向けた準備段階(目標設定の考え方、具体的方法、等)
- 各国の思惑には開きがあり、どういった合意に向かうかは不透明(e.g.新興国は実効性のあるコミットを受け入れるか＝米国の姿勢へ影響)
- 金融危機由来の景気後退による国際交渉への影響懸念
 - 目標水準(内容)
 - コペンハーゲンでの合意が困難に？(再会会合の可能性)

低炭素社会づくり行動計画

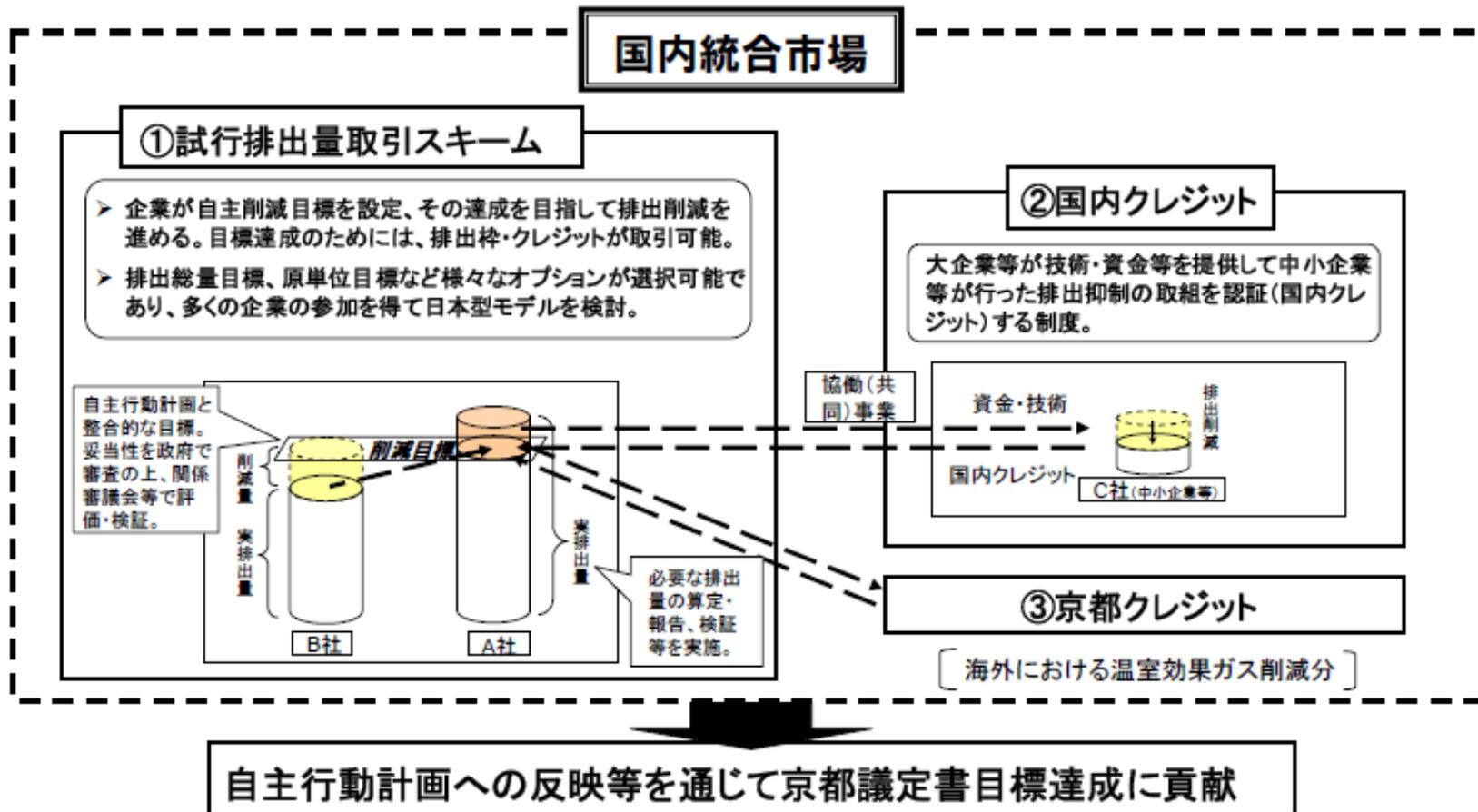
- 福田ビジョン、有識者懇談会提言を受け、中長期的な日本の温暖化対策に向けた具体策が明示され、実行に移されつつある

- 行動計画における主たる取り組み
 - 革新的技術開発の促進(財政措置、国際貢献を視野に入れる)
 - ゼロエミッション電源(2020年に50%):既存先進技術普及
 - RPS法の次期目標検討(本年中にレビュー予定)
 - 太陽光発電の積極支援(2020年に10倍、2030年に40倍)
 - 3~5年後にシステムコスト半減
 - 系統安定化に向けたコスト負担の考え方を早急に検討
 - 原子力の推進
 - **排出量取引**(2008年秋より国内統合市場の試行的実施)
 - 税制のグリーン化の促進(低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直す;グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会で技術的分析)
 - **排出量等の見える化**(需要家サイドでの取り組み促進ツールの開発)
 - カーボンフットプリント(含、ISO国際規格化への働きかけ)、カーボンオフセット



代エネ法の
議論

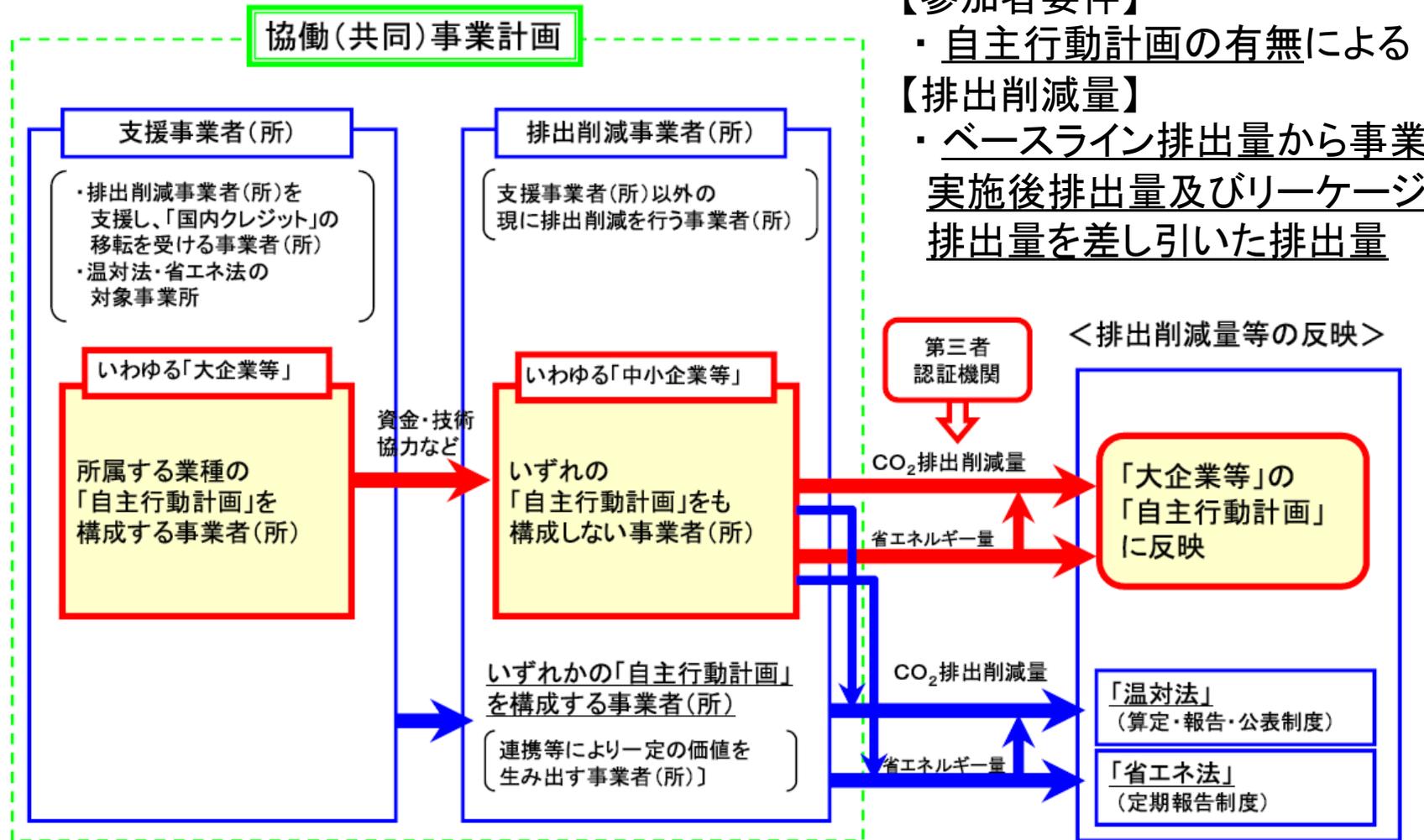
「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」



制度のポイント

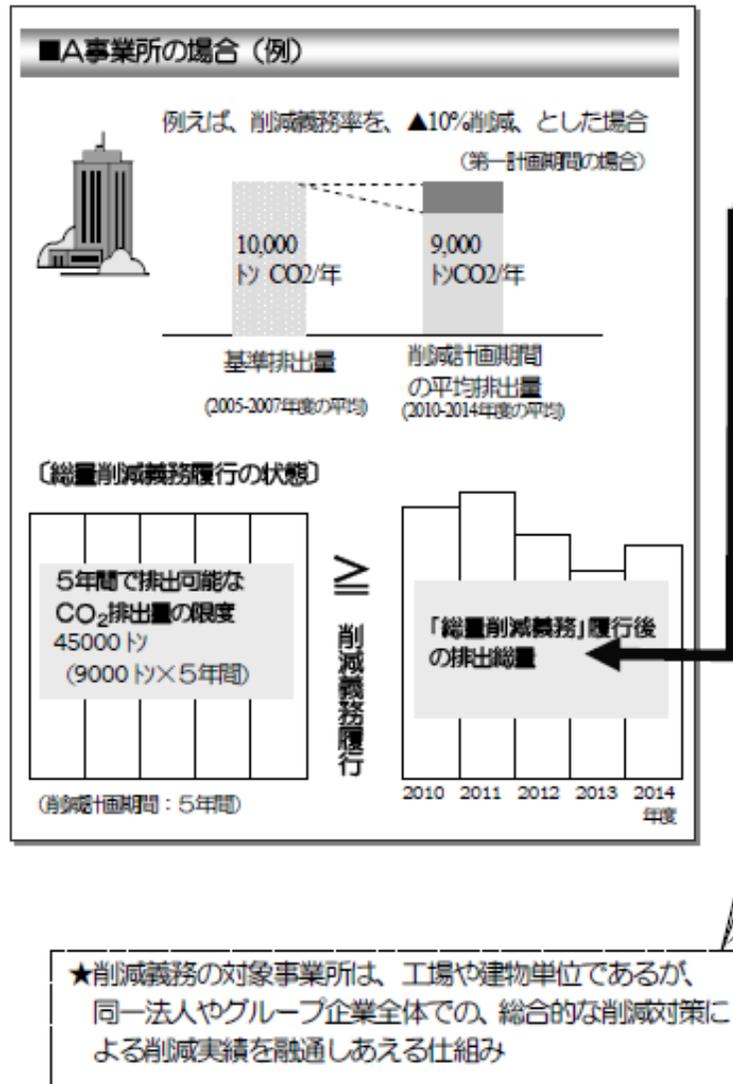
- ・ 大企業、中小企業問わず、あらゆる業種の企業等様々な主体が、実効性のある排出削減を行うための様々なメニューを用意。
- ・ 国内統合市場として、様々な排出枠・クレジットが目標達成のために活用可能とする。
- ・ 来年初頭(1~3月)及び2009年秋頃にフォローアップを行う。

国内クレジット(CDM)制度の概要



(出所)経済産業省資料

東京都による総量削減義務と排出量取引制度



1.【基本】自らで削減

○高効率なエネルギー消費設備・機器 への更新 など
(「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策：省エネ対策)

※「特定温室効果ガス」以外のガスの排出削減量(「その他ガス削減量*」)を、削減義務の履行に活用したい場合には、「登録検証機関」の「検証結果」を添付する必要
→知事が認めた場合には、当該削減量を削減義務の履行に活用することが可能
(ただし、一定レベル以上の削減であること)

*「その他ガスの削減量」:「水の使用量」「下水の排水量」の削減に伴う温室効果ガス削減量やメタンなど「CO₂以外の温室効果ガス」の削減量

2.【補完】他者の「削減量」の取得(排出量取引)

※「実際に削減された量」として確認されたものに限定

○削減義務の対象となる他の対象事業所が、義務量を超えて削減した量

- ・削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、計画期間2年度目からの取引も可能とする予定
- ・なお、削減対策によらず事業活動が影響で減少したことで削減量が大幅に減少した事業所が過大な削減量売却益を得ることがないように、規則で一定の上限を定める予定

○都内の中小規模事業所が省エネ対策の実施により削減した量

- ・「指定地球温暖化対策事業所」以外の事業所における、「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策による削減量が対象
- ・「削減量の算定・検証ガイドライン」や必要な書類様式等については、平成21(2009)年度春、説明会を実施

○都外の事業所における削減量(一定の制限(上限)付き)

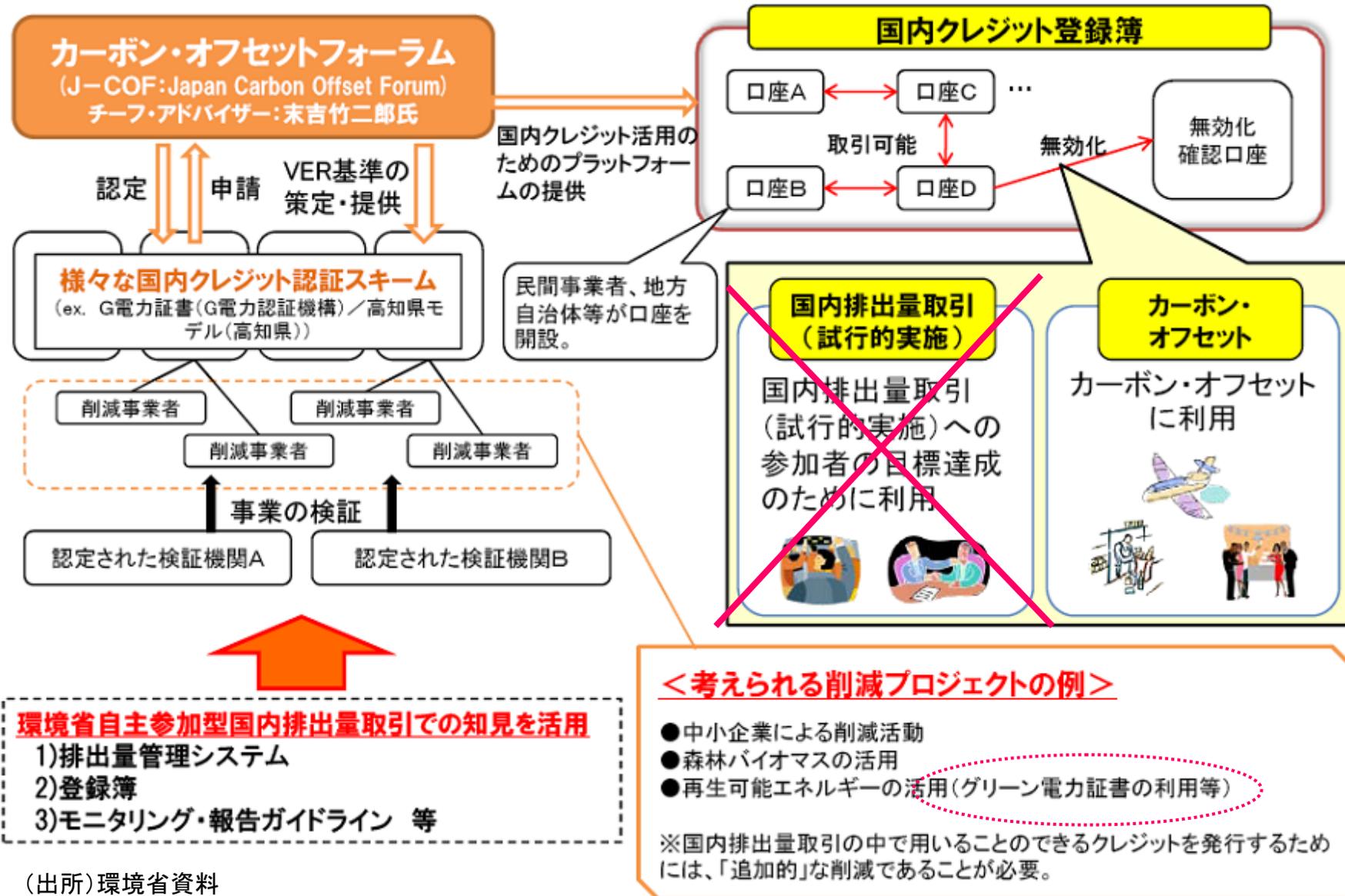
- ・「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策による削減量が対象
- ・「削減量の算定・検証ガイドライン」や必要な書類様式等については、平成21(2009)年度春、説明会を実施

○グリーンエネルギー証書の購入 など

- ・「電気等の環境価値」の保有量から、知事が定めるCO₂排出係数を乗じて「特定温室効果ガス排出量の削減量」に換算
- ・「削減量の算定・検証ガイドライン」は、平成21(2009)年度春、説明会を実施

*都内・国内の削減を優先するため、CDM等の京都クレジットは、当面、対象としない方向

カーボンオフセット制度



(出所) 環境省資料

カーボンフットプリント

《カーボンフットプリント(炭素の足跡)》

- 商品のライフサイクル全般(資源採掘から廃棄まで)で排出された温室効果ガスをCO₂量で表したもの。
- 商品に表示(見える化)することで、事業者の温暖化対策を消費者にアピールすると共に、消費者自身のCO₂排出量の自覚を促す。
- サプライチェーンを通じた企業のCO₂排出量削減を促進。
- CO₂排出量の正確な測定は、カーボンオフセット(炭素の相殺)の普及にも資する。



(出所)経済産業省資料

2009年から制度化するとともに、ISOにおける規格化に向けた働きかけを行う

まとめ

- 「低炭素化」という視点から、技術を活用した中長期的なエネルギー需給構造転換の検討が進みつつあり、「エネルギー安全保障」や「日本の競争力」の視点も含めた今後のあり方の検討が求められる
- 「低炭素化」の目標は、次期枠組みの目標水準に大きく左右される。国際的な枠組みのあり方と合わせた実現性のあるビジョンの検討が重要
- 取引制度の検討は試行的要素が強く、また様々なスキームが同時検討されているため、その機能と効果の評価を十分に考慮して行く必要がある